東京都における高齢者施設等の非常用自家発電設備整備指針

令和２年２月１８日

３１福保高施第２３１６号

１　本指針の目的

　　災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、都における非常用自家発電設備の整備指針及び設置促進策に係る要件の基本的な考え方を定める。

２　対象施設

　　本指針は、都内における以下の施設を対象とする。

（１）　老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の５に規定する定員３０人以上の特別養護老人ホーム

（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２８項に規定する介護老人保健施設

（３）　介護保険法第８条第２９項に規定する介護医療院

（４）　老人福祉法第２０条の４に規定する養護老人ホーム

（５）　老人福祉法第２０条の６に規定する軽費老人ホーム

３　整備方針

　（１）　前提

　　　　　２に挙げた施設において、非常用自家発電装置を設置するに当たっては、以下の考え方を前提とする。

ア　災害による停電時に非常用電源を稼働することで、施設利用者に対する通常の介護業務を維持するために必要な電力量を確保すること。

イ　医療的配慮者の入居、福祉避難所の指定がある場合は、適切な処遇が可能となるだけの電力量を確保すること。

ウ　非常用自家発電装置の設置や代替策により、施設運営を最低３日間（７２時間）持続可能とすること。

　（２）　具体的な要件

　　　　　都が非常用自家発電装置の設置を促進するに当たっては、以下の要件を基本とする。

　　　　ア　非常用自家発電装置による電力確保によって、最低３日間の施設運営を持続可能とすること。

　　　　イ　停電中であっても、入所者・避難者を適切に処遇できるよう、主に別表に示す設備・ライフラインを必要に応じて稼働できるようにすること。ただし、稼働の優先度は、各施設の状況に応じて判断すること。

ウ　事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、職員に周知すること。特に、入所者の適切な処遇が最低３日間可能であることを、ＢＣＰにより提示すること。

　　　　　　また、福祉避難所に指定されている施設については、所在地の区市町村の協力を得た上でＢＣＰを策定すること。

エ　燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策を講じること。

オ　設置した非常用自家発電装置の定期的な検査を実施するとともに、緊急時に問題なく使用できるよう性能の把握及び訓練を行うこと。

カ　賃貸物件により運営している施設については、非常用自家発電の設置に関して、当該施設所有者と十分に調整を図ること。

別表（３（２）イ関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 消防用設備 | 酸素療法、喀痰吸引のなどの医療的機器 |
| 水道 | 冷暖房 |
| 照明 | ナースコール |
| 認知症の入所者への対応機器 | エレベーター |
| 電話等の連絡通信機器 |  |